

最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

佐賀県人事委員会委員長 江崎匡慶

佐賀県人事委員会規則第31号

最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則

令和7年4月1日（以下「適用日」という。）の前日において一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年佐賀県条例第2号）第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の適用日における給料月額は、902,000円に、129,000円にその者の適用日の前日における給料月額から879,000円を減じて得た額を126,000円で除して得た数を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則の廃止）

2 最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則（令和6年佐賀県人事委員会規則第31号）は、廃止する。